

審議結果

審議会等名称	第 70 回神奈川県情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	令和 7 年 10 月 6 日（月曜日） 15：30 ～ 16：45
開催場所	県庁西庁舎 7 階 701 会議室（オンライン会議併用）
出席者	天野 晴子、小野 真由美、小向 太郎【副会長】、齋藤 宙也、鈴木 達也、友岡 史仁、鳥越 真理子、人見 剛【会長】 事務局（情報公開広聴課長ほか 5 名）
次回開催予定日	未定
所属名、担当者名	政策局政策部情報公開広聴課 塩野、古屋、中尾
掲載形式	議事録全文
議事録概要とした理由	－

審議経過

第 70 回神奈川県情報公開・個人情報保護審議会

- 1 「教育職員免許法による教育職員免許の登録等に関する事務」における特定個人情報保護評価書について
- 2 特定個人情報保護評価の一定期間経過後の評価の再実施について
- 3 個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成等の概要について
- 4 令和 6 年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について

会議記録

- 1 「教育職員免許法による教育職員免許の登録等に関する事務」における特定個人情報保護評価書について

○人見会長 まず、議題（１）『教育職員免許法による教育職員免許の登録等に関する事務』における特定個人情報保護評価書について（報告）」です。こちらは、番号利用法第 28

条と、神奈川県特定個人情報保護評価実施要綱第7条の規定に基づき、基礎項目評価書について当審議会へ報告するものです。御質問に、よりの確に回答するため、事務の所管課である教職員企画課の職員を呼んでおります。はじめに事務局から、特定個人情報保護評価の概要について説明をお願いします。

【情報公開広聴課が資料1－1により説明】

○人見会長 続いて、事務の内容及び評価書について、所管課から説明をお願いします。

【教職員企画課が資料1－2により説明】

○人見会長 ただいまの報告について、何か御質問や御意見がありましたら、発言をお願いします。

○齋藤委員 対象人数が1万人未満となっていますが、単純に考えて、神奈川県採用の教職員はもっと多いのではないのでしょうか。横浜市だけでも、教職員は1万5千人程度いたと思います。とすれば、神奈川県の教職員も1万人は超えているのではないのでしょうか。

○教職員企画課 現時点で免許を持っており、神奈川県で免許を管理している方については、当面の間、個人番号との連携は行わず、今後段階的に連携していくことになっています。免許を持っている方を含めれば人数はもっと増えますが、当面の間は、新規申請者のうち、大学を経由せずにマイナポータルを利用して申請される方のみが対象となります。昨年度、初めて免許を取得する方で、神奈川県教育委員会あてに、大学を経由せずに個人で申請された方は2,059人いらっしゃいました※。今後同様に申請される方全てがマイナポータルを経由するとは限りませんので、この人数にマイナンバーカードの普及率を掛け、さらに、次の評価の再実施時期までの年数、すなわち5を掛けたところ、約8,000、正確には8,174人となりましたので、人数としては、概ね1万人ぐらいの規模となります。

(※ 正確には、令和4年度から令和6年度の間に、神奈川県教育委員会あてに、大学を経由せずに個人で申請（授与・書換・再交付）した方の1年あたりの平均人数が2,059人です。)

○齋藤委員 当面の間ということは、近い将来、既存の免許保有者について一斉に連携される予定は特にないということよろしいでしょうか。

○教職員企画課 段階的に連携していくものであり、少なくとも直近で一斉に連携されることはないと考えております。

○齋藤委員 大変よく分かりました。

○人見会長 ありがとうございました。他に御質問、御意見はございますか。

○小向副会長 評価書の新しいフォーマットについての確認です。「特に力を入れている」

や「十分である」を選択することができる具体的な水準が提示され、それに沿って選択をされているということですが、これは、「十分である」であれば要件を満たしていて、特に力を入れているものがあればそれを選択することができるようになった、と理解してよいでしょうか。

○事務局 求められている水準を満たしていれば「十分である」を選択することができ、さらに独自の対策をとっていればその上を選択するということになります。基本的には水準を満たせば「十分である」を選択する形になっています。

○小向副会長 分かりました。要するに、法令で求められているのは「十分である」を選択することができることであり、「特に力を入れている」を選択するのであればさらにそれを超えた水準を満たす必要があるということですね。ありがとうございます。

○人見会長 資料1－2、デジタル庁が作成した令和6年8月以降のスケジュールに教職員免許が載っていないのですが、教職員免許については、令和6年8月以前に対象資格に追加されていたということでしょうか。

○教職員企画課 教育職員免許は令和8年度以降開始予定の63資格に含まれております。大変見づらくて申し訳ないのですが、スケジュールの下、「※2」に「教員」と載っております。

○人見会長 ありがとうございます。他に御質問、御意見等はございますか。

○人見会長 この件は報告事項ですので、この程度にしたいと思います。

2 特定個人情報保護評価の一定期間経過後の評価の再実施について

○人見会長 次に、議題（2）「特定個人情報保護評価の一定期間経過後の評価の再実施について」です。こちらは、毎年度審議会では報告を受けている事項です。事務局から報告をお願いします。

【情報公開広聴課が資料2により説明】

○人見会長 ただいまの報告について、何か御質問や御意見がありましたら、発言をお願いします。

○齋藤委員 先ほどと同じような質問になってしまうのですが、別紙2の評価書6、8、9、11について確認です。いずれも基礎項目評価書のみを作成していますが、身体障害者手帳を受けている方、生活保護を受けている方、児童扶養手当を受けている方は、県全体で見れば10万人以上いるように思います。県の事務として対応している方の人数はそれより少ないということかもしれませんが、人数の根拠を教えてください。

○事務局 手元に事務ごとの対象人数のデータがないのですが、例えば対象人数が1万人

以上であっても、それを取り扱う者の人数が 500 人を下回っていれば、しきい値判断の結果としては基礎項目評価書を作成するということになります。

○**齋藤委員** 10 万人を超えていれば最低でも重点項目評価書を作成することになるので、基礎項目評価書のみを作成しているということは、対象人数は 10 万人未満ということになります。体感としては、該当者の数はそれを超えているように思うので、10 万人以上という数字を出したところです。

○**事務局** 個別の評価書において、それぞれどのように対象人数の算定をしているのかについては、各所属に確認してからの回答でもよろしいでしょうか。

○**齋藤委員** 先ほどの教職員免許と同様、実際の全県の人数から絞り込んだ人数になっている可能性もありますので、その事情が分かれば構いません。

○**事務局** 御質問いただいた評価書における対象人数の算定方法について、確認の上後日回答させていただければと思います※。

(※ 後日、別紙により回答を行いました。)

○**人見会長** 感想ではありますが、神奈川県には指定都市が複数あるので、該当者数の中には、神奈川県としてその事務に直接携わっておらず、対象人数には含まれないという方が多いという事情はあるのかもしれませんが。主に福祉関係の事務における対象人数の算定方法について、当審議会で質問が出ましたので、対応をお願いします。他に御質問、御意見等はございますか。

○**人見会長** この件も報告事項ですので、この程度にしたいと思います。

3 個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成等の概要について

○**人見会長** 次に、議題（3）「個人情報ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成等の概要について」です。個人情報ファイル簿・事務登録簿の新規登録等について、事務局から報告をお願いします。

【情報公開広聴課が資料 3 により説明】

○**人見会長** ありがとうございます。数年前の個人情報保護法改正に伴い、個人情報保護条例が廃止され、個人情報ファイル簿の作成が義務付けられました。ただいまの御報告にありましたように、現在 446 件のファイル簿が存在しています。ただ、こちらは記録される本人の数が大規模な個人情報ファイルに限られておりますので、神奈川県は独自に、それ以下の本人数の個人情報ファイルにつきましても個人情報事務登録簿を作成しており、それが現在 5,160 件に及んでいる、ということでもあります。そして、その編成についても、委員の皆様は逐次御報告いただいているところです。この件について、御質問、御意見等はございますか。

○人見会長 この件は報告事項ですので、この程度にしたいと思います。

4 令和6年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について

○人見会長 次に、議題（４）「令和6年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について」です。こちらも、毎年度審議会で報告を受けている事項です。事務局から報告をお願いします。

【情報公開広聴課が資料4により説明】

○人見会長 ただいまの報告について、何か御質問や御意見がありましたら、発言をお願いします。

○天野委員 御報告ありがとうございます。資料4、24頁の漏えい等事故の類型別件数について、「その他：7人」となっていますが、こちらの具体的な内容について御教示願います。

○事務局 例えばですが、本来パスワードを付与してフォルダに保存しておくべき資料を、パスワードを設定せずに保存していたために、本来は特定の職員だけが閲覧できるようにすべきであった情報が、所属の者全員が閲覧できる状態になってしまったケースや、他所属のプリンタに誤ってデータを出力してしまったというケースなどがあります※。こうした事案は、誤送付や誤交付などの類型には該当しませんが、「その他」の原因の事案として計算しているところです。

（※ 上記は県の機関において発生した「その他」の事案についての説明であり、県内地方独立行政法人において発生した「その他」の事案としては、書類の置き忘れによる漏えい等があります。）

○天野委員 ありがとうございます。

○人見会長 「その他」というのは、「誤交付」などの類型で計上されている事故よりも軽微ということかと思います。重大な事故であれば、典型的には「その他」であっても、明確に示していただいたほうがよろしいかと思いますが、おそらく軽微なものだった、ということだろうと思われます。他に、御質問や御意見等はございますか。

○齋藤委員 2点、意見があります。まず、7頁の、情報公開審査会からの答申について、令和5年度は12件中5件が一部救済の内容で、令和6年度は半分以上が何かしらの形で救済をしているという結果が出ています。救済率が高いということは、委員の皆様の働きによって審査会が十分に機能しているということではあるのですが、一方で、救済率が高すぎる、すなわち審査会でこれだけ原処分が妥当でないと判断されているということは、原処分が後ろ向きすぎるのではないか、という懸念があります。情報公開請求への対応について、全庁的に情報公開広聴課がどの程度管理しているのかは分か

りませんが、もう少し、原処分の妥当性を見ていただく必要があるのかなと思いました。

次に、8 頁からの、情報公開審査会へ諮問された審査請求案件一覧について、昨年度、超長期案件が多いということを申し上げました。長期滞留していた案件についても大分答申が出て、年々減ってきているようですが、それでもまだ一部残ってしまっています。それ以外の案件でも、まだ2年以上が経っても審議に入ることができていないような案件もあるようです。神奈川県組織体制を正確に把握しているわけではありませんが、いっそのこと、長期にわたって対応できていない案件に特化した、臨時の部会のようなものを設置して、そこで集中的に処理していくということを検討するのはいかがでしょうか。横浜市は、五部会まで増やしましたがまだまだ足りないということで、いよいよ10月から六部会を導入することになりました。部会のメンバーをどのように集めるかといった課題や、事務局側の体制の問題もあるかもしれませんが、平成の時代に審査請求された案件の対応が完了していないのはさすがにまずいと思いますので、そういった特別な処理体制の構築を検討してみてはいかがでしょうかと思います。

○人見会長 ありがとうございます。情報公開審査会で、原処分の一部ないし全部を不適當とした答申が多いというのは、もともと原処分に問題があったということになり、そうすると、もっと原課においてしっかりと対応する必要があるのではないかと、という御意見ですが、事務局から何かございますか。

○事務局 審査請求の一部や全部を認容する答申が多いというのは、御指摘のとおりです。情報公開広聴課としては、全庁向けに情報公開制度に関する研修等も行っておりますので、そうしたところで正しく決定を行うように周知しております。

また、2点目の御発言と関連するのですが、過去の同一請求人からの同一の請求に関する大量の審査請求に関して、令和6年度に多くの答申を発出しました。相互に同じ行政文書が対象文書となっていて、同じ非公開箇所を審議した結果、1つの審査請求を認容した場合、他の案件でも同じように認容するといったケースがありました。これも、審査請求の一部又は全部を認容する答申が多い理由の1つであると考えております。

○人見会長 先ほど、平成30年度の審査請求案件がまだ審議中だという御指摘がありましたが、やはりこの案件への対応は難しいのでしょうか。

○事務局 こちらについても、昨年度から今年度にかけて、かなり多くの答申を発出しておりますが、大量に残っていた、同じ審査請求人からの案件につきましては、対応がかなり進んでいる状況です。今回報告しているのは令和6年度の状況であり、そこから半年間ほどでかなり多くの答申が出ておりますので、専門部会の設置が必要になるほどの状況ではなくなってきていると考えております。

○齋藤委員 分かりました。

○人見会長 横浜市よりは状況が改善されているということですね。ありがとうございます。他に、御質問や御意見等はございますか。

○友岡委員 以前この審議会において、問題がある請求人に関する審議についてお話をし

たところですが、資料の10頁や、先ほど議論があったような案件で、大量請求をされている方々について、審議されている案件がかなり重なっているような印象があります。その辺りの対応について、審議の状況や、事案に関してお持ちの情報について、把握されている限りで情報提供いただければと思います。

○事務局 同一の方から大量に請求されている案件は、主に2つございます。1つ目が8頁から10頁に掲載している、「特定事件に関する文書一部非公開の件」です。こちらは、特定事件に関して1つの請求がなされたのですが、対象文書を持っている所属が複数あったため、それぞれの所属が決定を行いました。それに対して、それぞれ審査請求がなされたため、結果として大量の審査請求となりました。

2つ目が、主に8頁から9頁に掲載している、「特定地番の土地に関する文書一部非公開の件」です。こちらは、請求人は1人で、かつ請求先の所属も1つという案件ですが、特定の土地に関しての文書の公開を繰り返し請求されている方がおり、その方が繰り返し審査請求されているため、大量の審査請求となっています。こちらの案件については、審査請求は大量にありますが、対象となる行政文書は同じようなものも多いため他の案件と比べると比較的迅速に審議ができております。今年度に入ってから答申を相次いで発出しておりますので、こちらの案件への対応についてはかなり目途が立ってきているところでございます。

○友岡委員 ありがとうございます。大量の審査請求案件を併合して審議しているかは分かりませんが、この請求人がさらに追加で請求してくるといったことがない限り、来年度の報告の際、この統計の数字は一気に減って、その意味で、この案件に関する処理は比較的スムーズに進んでいるという印象を持ちました。

1点だけ追加でお聞きします。先ほどは、1人の方が1つの出来事について何度も請求された案件というお話でしたが、1人の方が1件について大量に請求してくるというのは予想されますか。今後予想される事態が何かありましたら、現況の把握のため、情報提供いただければと思います。

○事務局 複数の案件を併合しているわけではありませんが、セットで審議しておりますので、他の案件と比べると比較的スムーズに進んでおります。

これまで審査請求を大量にしてきた方が、新たに審査請求されているという状況はございませんので、今後、このような大量の請求がなされる事態は、現時点では予定しておりません。

○友岡委員 ありがとうございます。そういった方への対応を御準備されたほうがいいかもしれません。

○人見会長 ありがとうございます。大量請求については、対応に関する一般的なルールの見直しを行いました。当審議会でも議論になり、公開請求権をしっかりと担保するということでまとめられたと思いますので、仮に大量請求がありましたら、適切な御対応をお願いします。他に御質問や御意見等はございますか。

○鈴木委員 要望ですが、漏えい等事案の発生状況について、経年変化が知りたいと思います。年次報告なので、その年度にこういった事案が何件あった、と記載するのもよいのですが、請求件数等と同じように、漏えい等事案の件数も、県民の関心が高い数字だと思います。また、それを経年で示すことで、再発防止の喚起もより行いやすくなると思います。この報告書は何年も前から作成し続けており、ある程度体裁が固まっているのだと思いますが、可能であれば、来年度から経年変化を示していただくことを御検討いただければと思います。

○人見会長 漏えい等事案については特にということかもしれませんが、ここ何年かの件数の推移等も報告していただくとよいのではないかという御意見がありましたので、事務局も前向きに御検討いただければと思います。他に御質問、御意見等はございますか。

○人見会長 この件も報告事項ですので、この程度にしたいと思います。